## 報酬体系の全体像

#### 児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



# ①基本報酬 (時間区分)

- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
  - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、 「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
  - 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

	(3)
<u>ロ</u> 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設(児童	<u>二</u> 法第
発達支援センターであるものを除く。以下同じ。)において障害児に対	発達す
し指定児童発達支援を行う場合( <u>ハ</u> に該当する場合を除く。)	し指別
<u>(1)</u> <u>時間区分 1</u>	(新設
(一) 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	<u>(1)</u>
<u>a</u> 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	<u>(—)</u>

166

(1) 時間区分1 (指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下同じ。)

2,933 単位 (a) 利用定員 10 人以下の場合 2,684 単位 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 利用定員 21 人以上の場合 2,568 単位 医療的ケア児(判定スコアで16点以上)の場合 (=)利用定員 10 人以下の場合 1,917 単位 (b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 1,668 単位 (c) 利用定員 21 人以上の場合 1,552 単位 医療的ケア児(判定スコアで3点以上)の場合 <u>(=)</u> (a) 利用定員 10 人以下の場合 1,579 単位 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 1,330 単位 利用定員 21 人以上の場合 1,214 単位 (四) d aからcまで以外の場合 (a) 利用定員 10 人以下の場合 901 単位 (b) 利用定員 11 人以上 20 人以下の場合 652 単位 (c) 利用定員 21 人以上の場合 536 単位

## ②児童指導員等加配加算

#### ⑤ 児童指導員等加配加算の見直し

 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援 加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、 配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価を行う。

#### 【児童発達支援事業所(障害児)】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	(75 <b>~</b>	187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59~	152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49~	1 2 3 単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43~	107単位/日
その他の従業者を配置		36~	90単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

## ③専門的支援体制加算,実施加算

### ⑥ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し

 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを 踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、 専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計 画的な実施について、2段階で評価を行う。

[改定後] 〇専門的支援体制加算 49~123単位/日 専門的支援実施加算 150単位/回 (原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)

※体制加算:理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで)

実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

## ④子育てサポート加算

#### ② 支援場面等を通じた家族支援の評価

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

≪子育てサポート加算【新設】≫

子育てサポート加算 80単位/回(月4回を限度)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、 特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

# 報酬単価の比較

児発・定員10人

現行		新				
基本報酬	885	30分以上~1.5時間以下	901	901	1時間30分超~3時間以下	928
個別サポート加算丨	100					
児童指導員等加配加算	187	児童指導員等加配加算(常勤・5年経験)	187	187	児童指導員等加配加算(常勤・5年経験)	187
専門的支援加算	187	専門的支援体制加算	123	123	専門的支援体制加算	123
		専門的支援実施加算(月4回まで)	150		専門的支援実施加算(月4回まで)	150
		子育てサポート加算(月4回まで)	80		子育てサポート加算(月4回まで)	
	1,359		1,441	1,211		1,388
			82	-148		29

その他 処遇改善 11.4%→13.1%